

定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2026年9月2日

電力広域的運営推進機関

- 電気事業法等の改正及び国の審議会の議論に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。施行期日は、2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日※。

※業務規程第66条の4の規定を除く。

- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 1－1．地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- 1－2．経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。

2. 広域系統整備交付金等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 広域系統整備交付金について、交付金の申請方法及び算定方法等を変更するとともに認定整備等計画に関する資金の貸付けについて、貸し付ける額の算定方法等を変更する。

3. 広域系統整備計画に関する規定の変更（業務規程）

- 広域系統整備計画の進捗等を勘案して、コスト検証等ガイドライン等に基づき評価を行い、経済産業大臣に報告することを定める。

4. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 字句修正等

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 1－1．地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- 1－2．経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。

国際的なエネルギー情勢が変化する一方、国内ではDXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれている。こうした中で、電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進するべく、大規模な地域内・地域間送電線の整備の促進や大規模電源の整備の促進等による供給力の確保に関する措置を講じる必要がある。



上記背景により2026年7月に電気事業法の一部を改正する法律案が成立し、本年12月に施行される予定。本改正により、本機関の新たな業務として、経済産業大臣が認定した地域内送電線等の整備計画（認定基幹送変電設備整備等計画）及び大規模電源の整備計画（認定発電等用電気工作物整備等計画）に基づく資金の貸付け業務（財政投融資等を活用）が追加されることになる。



これに対応するため、認定基幹送変電設備整備等計画及び認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく資金の貸付け業務に関する規定を追加する。

[変更内容]

- 地域内送電線等及び大規模電源の整備のための資金の貸付けに関する規定を追加。
- 地域内送電線等の整備のための資金の貸付け業務は、財政融資及び補助金を財源とする。大規模電源の整備のための資金の貸付け業務は、財政融資を財源とする。また、地域間送電線等の整備のための資金の貸付けや広域系統整備交付金の財源には、これまでの日本卸電力取引所から本機関に直接納付される値差収益に代わって、国庫に納付された値差収益等を財源とする補助金等が利用されることになる。このため、これらの業務の資金の確保に関する規定を変更。
- 財政融資を財源とする資金の貸付けを受けた事業者の返済に滞納が発生したことにより、本機関が資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合には、当該償還に係る金額を特別会費として請求することを規定。
- 財政融資を活用した貸付け業務における本機関の財務健全性を確保するため、当該貸付け業務に係る経理内において、一定以上のリスクバッファと流動性を維持することを規定。

【定款第5条、第36条、第55条、第56条の2】<変更>

【定款附則第2条】<新設>

【業務規程第2条、第10条別表2-1】<変更>

【業務規程第64条の7、第64条の8、第64条の10、第64条の11、第66条、第66条の2～第66条の4】<新設>

【送配電等業務指針第53条の6】<新設>

- 本機関は、既に、地域間送電線等の整備に対する融資業務を担っているが、本年7月に成立した改正電気事業法により、**地域内送電線等や大規模電源に対する融資業務が追加される。**
- 融資の財源については、JEPXから直接納付されていた値差収益に代わり、**財政投融資等を活用。**

第2回電力事業環境整備
ワーキンググループ（2026年
7月28日）資料3 抜粋

電気事業法の一部を改正する法律の概要

資料3

背景・法律の概要

- ✓ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化により国際的なエネルギー情勢が変化する一方、国内ではDXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれている。
- ✓ こうした中で、電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進するべく、大規模な地域内・地域間送電線の整備や大規模電源の整備等による供給力の確保、電気事業の安定的・持続的な発展のための環境整備、太陽電池発電設備等の安全性の向上等に関する措置を講じる。

1. 大規模送電線・大規模電源の整備の促進等

(1) 大規模送電線（地域内送電線・地域間送電線）の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が一般送配電事業者等の地域内送電線等の整備計画を認定し、電力広域的運営推進機関（電力広域機関）*が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融資等を活用）。
※電気事業の広域的運営の推進のため、電気の需給状況の監視や供給力の確保の促進等を行う認可法人
- ② 電力広域機関が行っている一般送配電事業者等に対する地域間送電線等の認定計画に基づく整備等に必要な資金の貸付けの原資を拡充する（財政投融資等を活用）。
- ③ 広域での電力取引によって生じる資金（値差収益*）を国庫納付することとし、電力広域機関への補助を通じた地域間・地域内送電線の整備等に活用する。
※卸電力取引所において電気を北海道・東京などの供給エリアを越えて売買するときに発生する差額

(2) 大規模電源の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が大規模発電事業者の大規模電源の整備計画を認定し、電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付けを行う（財政投融資等を活用）。
- ② 大規模発電事業者が大規模電源を休廃止する際に、一般送配電事業者等と事前に協議を行うことを定める。

2. 電気事業の安定的・持続的な発展のための環境整備

(1) 小売電気事業の事業環境整備

- ・ 小売電気事業の適正化のため、小売電気事業者の登録取消事由に一定期間の休止等を追加する。

(2) 電力取引の促進

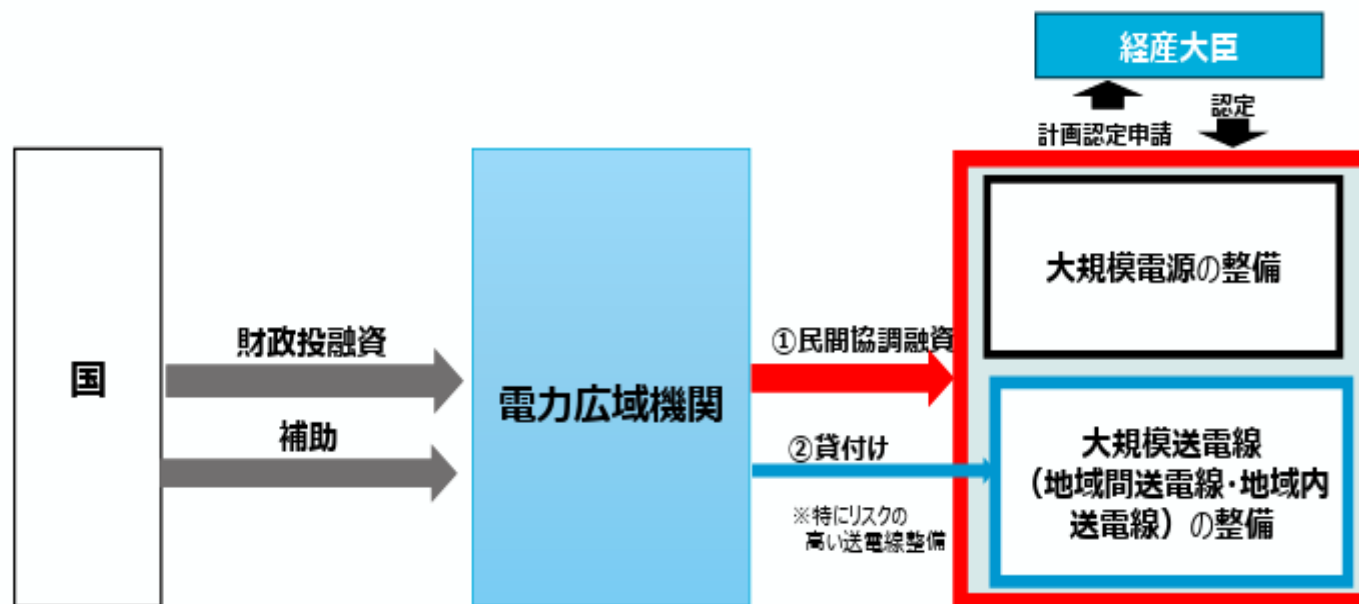
- ・ 現行の翌日市場（翌日の電力の取引を行う市場）に加えて、今後、安定供給の確保の観点で重要となる中長期市場（翌々日以降の将来の電力の取引を行う市場）や需給調整市場（需給バランスを一致させるために必要な電力（調整力）の取引を行う市場）を開設する各卸電力取引所を経済産業大臣が指定・監督できるものとし、市場運営の健全性を確保することによって、電力の卸取引の活性化を図る。

3. 太陽電池発電設備等の安全性の向上

- ① 太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、その支持物等について第三者機関（登録適合性確認機関）による工事前の技術基準への適合性確認の対象とすることで、強度等の構造の安全性を高める。
- ② 製品・施工不良等、設置者のみでは原因究明・再発防止等が困難な場合に、製造・輸入販売事業者、工事業者に必要な協力を求める措置を設ける。

- 本機関は、経済産業大臣が認定した整備等計画に対して、経済産業大臣が定める貸付基準に従い、融資を判断。
- 本機関は、融資の判断に先立ち、経済産業大臣に意見照会を行うこととなる。

第2回電力事業環境整備
ワーキンググループ（2026年
7月28日）資料4 抜粋



【参考】地内系統の種類/支援の必要性

- 地内系統の計画的な整備を促進するにあたり、念頭に置く類型は大きく分けて2つ。
- ① データセンター設置に伴う電力需要の増加や再エネの更なる導入拡大を見据え、需要や電源の接続が確定する前から先行的・計画的に系統整備を行う事例への対応。
 - 例えば、GX戦略地域（データセンター集積型）においては、10年程度でGW級のデータセンター集積地の形成を目指し、国が需要立地の蓋然性を確認した上で地域を選定し、需要を呼び込む枠組みが設けられている。
 - このとき、需要や電源の接続希望が顕在化してから系統整備の工程を開始すると、接続までに要する期間が長期にわたり、日本の立地環境が諸外国に比して劣後する可能性。
 - そこで、系統整備を先行的・計画的に進めることと、立地を呼び込むことを並行して進めていく必要があるが、整備開始時点において、立地が確定しておらず、定量化できないリスクを含むため、一般送配電事業者等は、系統整備に必要な資金を調達できない場合がある。
- このとき、定量化できないリスクが一定程度低減されるまでは民間金融機関からの資金調達が困難であり必要な資金が不足する場合への対応（類型①）を行い、計画的な整備を促進することとしてはどうか。
- ② ①のようなリスクは無いものの、再エネの更なる導入拡大や電力需要の増加に対応するために、集中的に大規模な投資を行う事例への対応。
- このとき、民間金融機関からの資金調達を行ってもなお必要な資金が不足すると見込まれる場合への対応（類型②）を行い、計画的な整備を促進することとしてはどうか。
- 類型①は事業初期段階、類型②は需要の確定等によりリスクが一定程度低減された段階を想定しており、それぞれ認定の趣旨や対応すべき課題が異なる。このため、同一案件について類型①と類型②を同時に認定することはできないものとして整理してはどうか。

【参考】送電線等への貸付制度

- 改正電気事業法に基づく、電力広域機関による貸付は、類型①に対しては補助金を原資とし、類型②については、財政投融資を原資とすることで対応していくこととしてはどうか。
- その制度趣旨・原資の性質から貸出費用や貸出額は以下としてはどうか。

	類型①	類型②
制度主旨	需要や電源の接続希望が顕在化する前※から系統整備を先行的・計画的に進めることで、データセンター等の立地を呼び込むべく、民間調達資金が出るまでの間、整備に必要な資金（工事費の他、調査・測量費用、先行発注関連費用等）を貸し付ける。 ※GX戦略地域（データセンター集積型）など、国が需要立地の蓋然性を確認した地域の計画のみを対象とする予定。	大規模な投資が必要であり、民間金融機関からの資金調達を行ってもなお必要な資金が不足する場合に、不足する資金を貸し付ける。
主な貸出原資	補助金	財政投融資
貸出時期	整備開始から民間融資調達が可能となる時期まで	民間融資調達開始から設備運開まで
貸出額	需要の確定等によりリスクが一定程度低減され、民間金融機関からの資金調達が可能となるまでの間に必要な額	原則として融資総額の3割以下

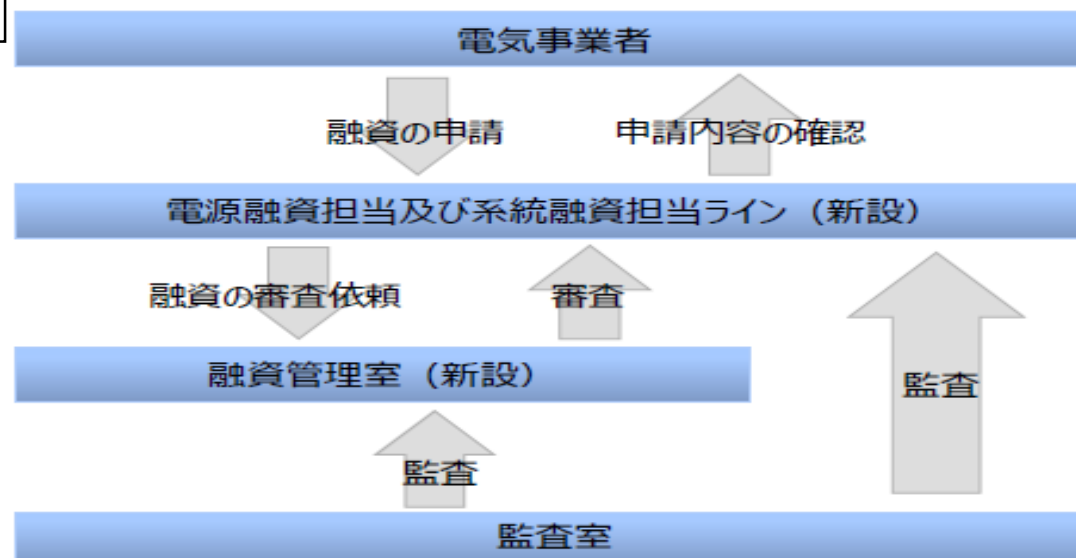
- 財政融資を活用した融資制度は、広域機関が融資する資金を政府から借り入れるため、**国の審議会における議論を経て、民業補完性や償還確実性の確保の観点からのルールが設定**される方針。

①	融資総額	✓ プロジェクト全体の融資総額に対して3割を上限とすることを基本 ✓ 原則、単年度において融資を受ける金額の全額が広域機関による融資にはならない ✓ 事業者から経産大臣への計画申請において、広域機関及び民間金融機関からの融資も含めた資金調達計画を求め、資金調達計画の蓋然性を示す書類（民間金融機関からのLOI等）を求める。
②	金利水準	✓ 民間水準並みの金利水準。社債市場で形成される利回りを基本的な参照指標としつつ、実際の銀行融資における資金調達実態も参考とし、それぞれの特性を踏まえながら合理的な水準を設定
③	投資回収の予見性	✓ 電源については長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件であること等、系統については運転開始による安定的なキャッシュフローが見込まれることにより、投資回収の予見性が確保されていることを確認
④	リスクへの備え	✓ 民間金融機関並みの金利の徴収 ✓ 財政投融資を活用した融資業務に係る収入支出を管理するための区分経理を実施し、当該区分経理内において、一定のリスクバッファと流動性を維持することを基本（融資総額の4%以上の純資産維持、8%以上の高流動性資産の確保）
⑤	特別会費による回収	✓ リスクへの備えによってもなお、本機関からの国庫償還が困難と認められるような万が一の場合には、一般送配電事業者から、国庫償還に必要な額を特別会費として回収

- 今回追加される融資業務は長期かつ大規模な資金供給を伴うことから、融資判断の客観性・透明性を確保しつつ、**適切な審査・モニタリング及びリスク管理を実施するためのガバナンス体制の確保が重要**となる。
- 本機関では、**企画部に電源融資担当ライン、系統計画部に系統融資担当ライン**を新設し、これらの担当ラインが事業者との調整等を担う。さらに、総務部に**融資管理室を新設して担当ラインから独立した立場で審査・与信管理を実施**する方針。また、監査室において、各部門の業務執行状況について監査を実施。

財政制度等審議会 財政投融資分科会（2025年12月5日）
資料 2 - 1 抜粋

【融資案件実施に係る取組み体制】



系統整備には、施工力確保や機材調達等のために多額の費用と長期間を要することから、迅速な系統接続のためには、計画的に整備していくことが重要である。こうした背景から、電気事業法の改正（2026年12月予定）により、一般送配電事業者および送電事業者が地域内送電線等の整備計画（基幹送変電設備整備等計画）を作成し、経済産業大臣の認定を受けることができる枠組みが新設された。



「基幹送変電設備整備等計画」の認定にあたり、系統整備に要する費用は、地域独占の下、託送料金として回収されることになるため、概算工事費や、工事概要の妥当性は検証される必要がある。そのため、一般送配電事業者等による「基幹送変電設備整備等計画」の経済産業大臣の認定に先立ち、本機関が工事概要及び系統整備に要する費用の妥当性について、評価を行うことが、国の審議会※において整理された。

※第2回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力事業環境整備ワーキンググループ（2026年7月28日）



これに対応するため、「基幹送変電設備整備等計画」の妥当性の評価に関する規定を追加する。

[変更内容]

- 「基幹送変電設備整備等計画」の経済産業大臣の認定に先立ち、本機関が、一般送配電事業者又は送電事業者が作成する「基幹送変電設備整備等計画」に係る基幹送変電設備に関する事項※を評価できることを規定。

※ 工事概要及び系統整備に要する費用の妥当性に関する事項

【業務規程第64条の9】＜新設＞

【送配電等業務指針第53条の7】＜新設＞

第2回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
電力事業環境整備ワーキンググループ（2026年7月28日）資料4から抜粋

論点⑪ 工事概要・概算工事費の妥当性の確認

- 基幹計画の認定にあたり、整備に要する費用は、地域独占の下、託送料金として回収されることになるため、特にその概算工事費や、**工事概要の妥当性は検証される必要がある。**
- これらの妥当性を確認する主体としては、技術的な専門性を有し、類似業務※を実施しており、また、広域系統整備計画の策定業務等から系統全般に関する知見を持つ電力広域機関が適切ではないか。
- そのため、**基幹計画の認定を求める一般送配電事業者等は、工事概要及び整備に要する費用の妥当性について電力広域機関に評価を求め、電力広域機関の評価を添えて、基幹計画を経済産業大臣に提出することとしてはどうか。**

(※) 広域機関業務規程第72条：連系希望者に対して一般送配電事業者が行う接続検討について、概算工事費を含め、その検討結果の妥当性を広域機関が確認すること、必要に応じて検証することとなっている。具体的には、送電工事や変電工事について、その亘長や容量等における過去実績と比較して、差異を確認し、金額が高い場合には、地形や周辺構造物を確認する等の業務を行っている。

2. 広域系統整備交付金等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 広域系統整備交付金について、交付金の申請方法及び算定方法等を変更するとともに認定整備等計画に関する資金の貸付けについて、貸し付ける額の算定方法等を変更する。

本機関では、日本卸電力取引所から値差収益の納付を受け、地域間連系線の整備・更新に関する費用に充てるための交付金（広域系統整備交付金）を交付する業務を2021年度から実施している。また、交付金と同様に値差収益を財源として、電気の安定供給確保の観点から特に重要な送電線として経済産業大臣が認定した計画（認定整備等計画）に基づき設置等を行う電気工作物の整備等に必要な資金を貸し付ける業務が2024年度から追加された。



これまで、本機関が行ってきた値差収益を財源とする交付や貸付けについては、交付業務に支障のない範囲で貸付けを行うこととされていたが、今後発生する値差収益については、既述のとおり一旦国庫に納付した上で、用途や優先順位を柔軟化することが国の審議会※¹で整理され、省令の改正が行われた。

※1 とりまとめ 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2026年3月23日）。



これに対応するため、広域系統整備交付金の交付及び認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の貸付けに関する規定を変更する。

【変更内容】

- 広域系統整備交付金を交付するに当たり、広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画に基づき設置を行った流通設備の整備等に要する費用を本機関に毎年度必ず届け出ることとされていたが、「広域的運営推進機関に関する省令」の改正に伴い、当該交付金の交付を受けようとする年度のみ本機関に申請する方法に変更となったこと、また、同改正に伴い、本機関が広域系統整備交付金の額を定めるに当たっては、経済産業大臣が定めるところにより、（本機関が）配分※1した額を基礎として、本機関が算定する方法に見直す※2とともに、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得ることとなったことから、規定を変更※3。

※1 活用できる値差収益の総額に配慮し、値差収益の使途や優先順位を柔軟化する。さらに今後発生する値差収益については、これまで本機関が行ってきた地域間連系線の整備等に対する交付や貸付けに加えて、電気事業法の改正（2026年12月）により重要な地域内送電線の整備等に対しても活用されることとなる。

※2 これまでは、本機関が経済産業大臣に提出する「広域系統整備交付金交付届出書」を基に算定することとされていた。

※3 地域間送電線の認定整備等計画に関する資金の貸付けの規定についても同様に、貸し付ける額は経済産業大臣が定める方法により、（本機関が）配分※1した額を基礎として本機関が算定する方法に見直すとともに、資金の貸付けをしようとするときは、経済産業大臣が定める基準に従ってその内容を決定するものとし、あらかじめ、貸付けの条件等について経済産業大臣に通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えることとなったことから、規程を変更。

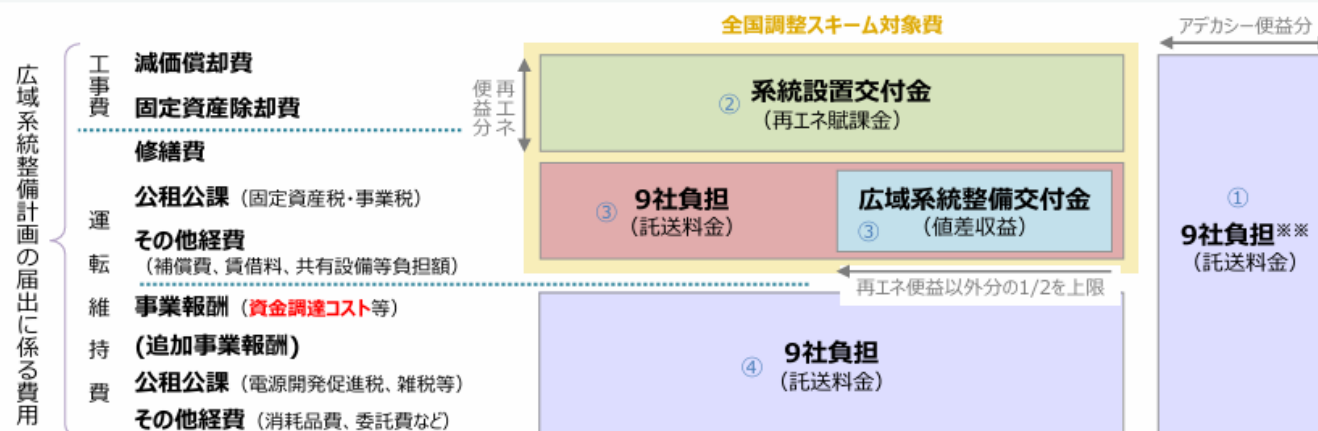
【業務規程第64条の2、第64条の5】＜変更＞

【送配電等業務指針第53条の2、第53条の5】＜変更＞

第2回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力事業環境整備ワーキンググループ（2026年7月28日）資料から抜粋

【参考】広域系統整備計画における費用の回収方法[※]

- 広域系統整備計画を策定する地域間連系線にかかる費用は、経済産業大臣による認定を受け、**全国の託送料金、再エネ賦課金、値差収益**において賄われることとなっている。
- 資金調達コストについても**一般送配電事業者9社**から託送料金として回収される。

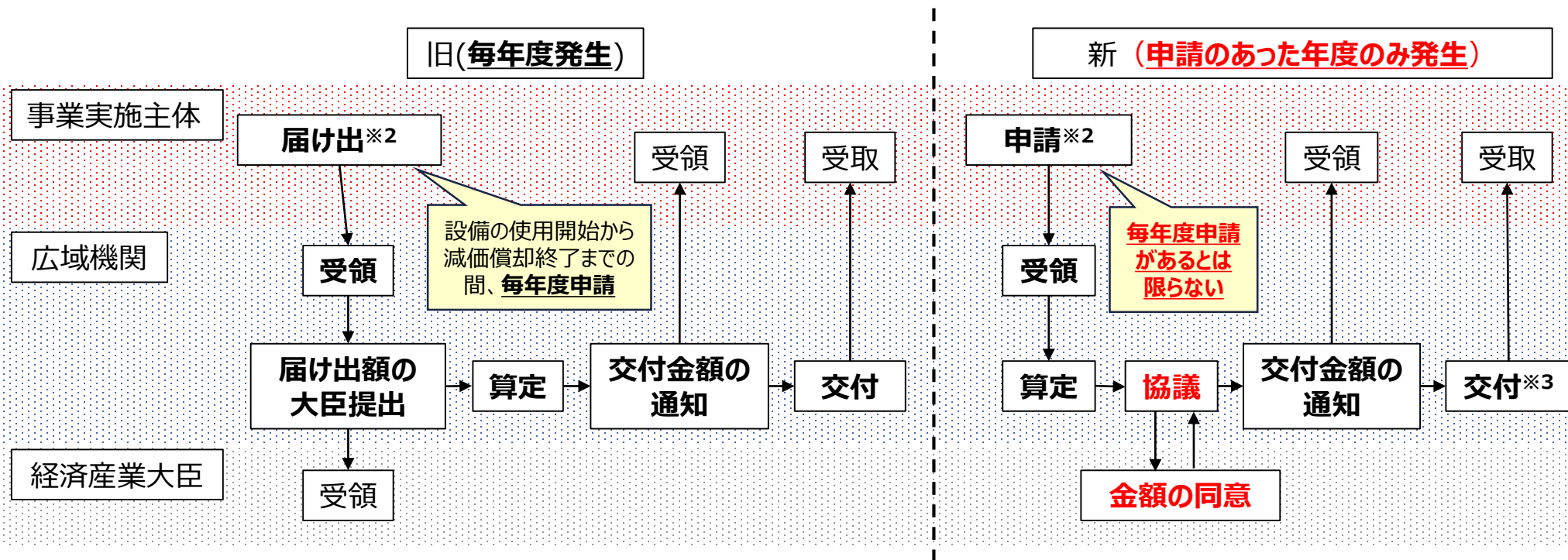


- ① 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用のうち、整備・更新により受益する特定エリアの託送費を充てる部分。アデカシー便益分については、**全国の託送料金を充てる**。
- ② 全国調整スキーム対象費に再エネ寄与率を乗じた額について、**再エネ賦課金を充てる**。(系統設置交付金)
- ③ 全国調整スキーム対象費から②を除いた部分につき、**全国の託送料金を充てる**こととする。その上で、値差収益の納付状況に応じて、**広域系統整備交付金 (値差収益)**を、全国調整スキーム対象費から②を除いた部分の半分を上限に充てる。
- ④ 広域系統整備計画に基づきその届出に係る費用から①～③を除いた分につき、**全国の託送料金を充てる**。

※ 全国調整スキーム告示（広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件(令和3年3月10日経済産業省告示第36号)）およびその後の審議会の整理を参照。

※※ 電気工作物を設置するエリアが受益する部分については、当該エリアの託送費を充てる。

- 広域系統整備交付金交付業務のフローについて、省令の改正に伴い、**毎年度でなく事業実施主体から申請があった年度にのみ発生する点、算定結果に大臣の同意が必要となる点**が変更となった。



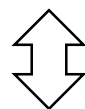
※1 変更となった箇所を赤字で記載。

※2 当年度に発生する流通設備の整備等に要する費用について申請。

※3 交付期間は設備の使用開始から減価償却終了までの期間とし、**申請請求のあった年度のみ交付。**

算定方法①

$$\text{【全国調整スキーム対象費】}^{\ast 1} \times (1 - \text{再エネ寄与率}^{\ast 2}) \times \frac{50}{100} = \text{交付金額①}$$

**いずれか低い額となる方法で算定****算定方法②**

$$\text{【年度内の広域系統整備交付金に充てるべき額】}^{\ast 3} \times \frac{\text{算定方法①で算出した交付金額}}{\text{同一年度内のすべての交付金交付案件の「算定方法①で算出した交付金額」の合計}} = \text{交付金額②}$$

※1 広域系統整備計画を策定する地域間連系線に係る費用のうち、減価償却費、固定資産除却費、修繕費、公租公課及びその他経費（補償費等）。

※2 広域的な燃料費の減少及び二酸化炭素の削減により創出されると見込まれる便益のうち、再生可能エネルギー発電設備により創出されると見込まれる便益の割合をいう。

※3 広域系統整備交付金や貸付金等の財源のうち、広域系統整備交付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定めるところにより配分した額。

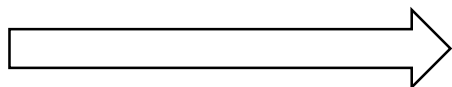
【例】計画A,B,Cの3案件が交付金交付案件となる年度における計画Aへの交付金額

算定方法①：計画Aの全国調整スキーム対象費が200、再エネ寄与率が50%である場合

$$200 \text{【全国調整スキーム対象費】} \times (1 - 0.5 \text{【再エネ寄与率】}) \times \frac{50}{100} = 50 \text{【交付金額①】}$$

算定方法②：年度内の広域系統整備交付金に充てるべき額が100、計画B、Cの交付金額①がそれぞれ110,40である場合

$$100 \text{【年度内の広域系統整備交付金に充てるべき額】} \times \frac{50 \text{【計画A①】}}{50 \text{【計画A①】} + 110 \text{【計画B①】} + 40 \text{【計画C①】}} = 25 \text{【交付金額②】}$$

**算定方法②で算定した交付金額②の25が計画Aへの交付金額**

3. 広域系統整備計画に関する規定の変更（業務規程）

- 広域系統整備計画の進捗等を勘案して、コスト検証等ガイドライン等に基づき評価を行い、経済産業大臣に報告することを定める。

長期かつ大規模な系統整備については、整備を進める中で技術的なリスク、将来のインフレや為替変動及び材料価格の変動などから様々な課題が顕在化する可能性がある。こうした系統整備を取り巻く環境を踏まえ、着実かつ円滑に整備を進めるためには、整備計画に基づく連系線等の工事や建設した設備の運用開始後の維持・運用に関する費用の回収の予見性を高めるとともに、国民負担の抑制を図ることが重要である。



これを踏まえ、地域間連系線等の整備において、予見困難な事象※¹の発生により工事費が増額した場合に、事業実施主体等が、コスト増額を防ぐために適切な対策を講じたかどうかなどについて、コスト検証の手続きや方法等について取りまとめたガイドライン※²に基づき、本機関が評価を行うとともに、経済産業大臣に報告することが国の審議会※³で整理された。

※¹ 合理的な検討を行っても予見が困難な事象又は事象そのものは予見可能であっても当該事象に係る工事費又は変動分の合理的な算出が困難な事象。

※² 国と本機関の連名で策定し、2026年4月に経済産業省と本機関のウェブサイトで公表された「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」。

※³ とりまとめ 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2026年3月23日）。



これに対応するため、広域系統整備に係るコスト増額時の評価等に関する規定を追加する。

[変更内容]

- 本機関は、広域系統整備計画の策定期間並びに当該計画に係る整備及び更新の進捗状況を勘案して適切な時期に、事業実施主体が作成する当該計画に関する実施計画の内容等※について、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」に基づき評価を行うこと、及び評価の結果を経済産業大臣に報告することを規定。

※ 整備計画策定前においては有資格事業者が提出する工事の実施案、整備計画策定後から工事完了までにおいては事業実施主体が提出する実施計画の工事費等の計画と実績、運用段階においては広域系統整備計画に基づき建設した設備の維持・運用に要する費用の計画と実績など。

【業務規程第2条】＜変更＞

【業務規程第62条の2】＜新設＞

ガイドラインの背景と目的

2

- 近年、広域系統整備計画（以下、「整備計画」という。）は、これまでに例のない大規模な投資や技術的なリスクを伴うものとなっており、こうした大規模な系統整備を円滑に行うためには事業の予見性を高めることが重要とされている。
- こうした状況を踏まえると、従前どおり、工事内容・工事費が妥当であるかを検証することの必要性は変わらない一方で、整備計画に基づく連系線等の工事に関し、**検証の考え方、検証プロセス、検証結果の取り扱い等を明確化していくことが必要**と考えられる。
- そのため、**事業に要する費用回収の予見性を高めるとともに国民負担の抑制を図ることを目的として、資源エネルギー庁と連名でガイドラインを作成する。**

【本ガイドラインで明確化する事項】

- 本機関が行う整備計画の策定ならびに工事の実施に関するコスト検証の基本的な考え方、具体的なプロセス。
- 送電事業者等が実施するコスト抑制に向けた取り組みを適切に検証するための考え方。
- 計画策定段階における予備費計上の考え方、及び工事の実施段階において計画策定段階では予見困難であった事象が発生した場合の予備費執行と検証に関するルール。
- 計画策定段階における物価上昇想定、及び物品発注段階や工事の実施段階における物価上昇の扱い。
- 計画策定段階における工期設定の考え方、及び工期の見直し、検証を行うプロセス。
- 検証結果のレベニューキャップ制度における扱い。

とりまとめ 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2026年3月23日）資料から抜粋

検討事項③ 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等

【対応の方向性（４）】 地域間連系線の工事費用の増額時等の 回収の考え方を示すガイドライン・検証の在り方②

【工事費用の検証の在り方】

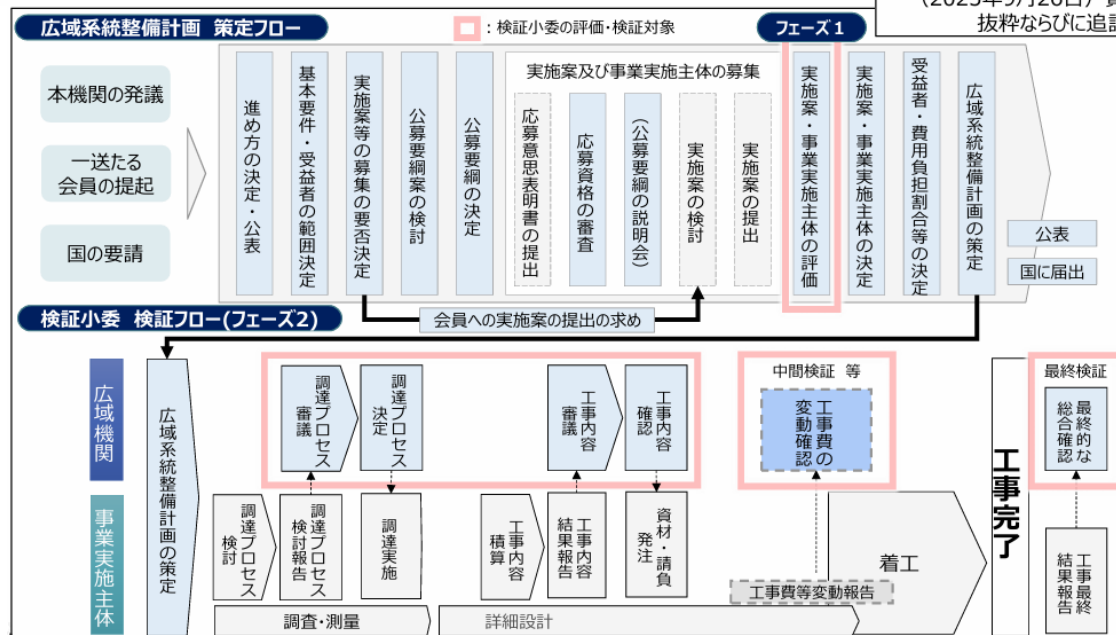
- 全国調整スキームの対象となる地域間連系線等における託送料金については、以下のプロセスで回収されることとなる。
 - ① 電力広域的運営推進機関が策定する広域系統整備計画に基づき系統整備実施主体が経済産業大臣に対し、承認の申請（総額等）を行う。
 - ② 経済産業大臣が系統整備実施主体に対し当該申請の承認を行うとともに、他の一般送配電事業者に回収額の通知を行い、系統整備実施主体が費用を回収する。
- 上記のスキームにおける一般送配電事業者等からの承認の申請内容は、広域系統整備計画の策定プロセスの中で、事前に電力広域的運営推進機関において、専門家等の関与の元で確認・検証等を受けたものとなる。その確認・検証は、ガイドラインに基づき実施することとする。
- その上で、回収額は、電力広域的運営推進機関による専門的な確認・検証を受け、かつ、経済産業大臣が承認して決定する整理となることから、これを踏まえた一般送配電事業者による託送料金の申請（経済産業大臣が承認した金額）に関し、電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認するスキームにすると整理した。
- 加えて、費用増額時等も同様に、電力広域的運営推進機関がガイドラインに基づき、その内容の確認・検証を行い、この結果（金額）を電力・ガス取引監視等委員会が確認することとする。
- また、系統設置交付金（再エネ賦課金が原資）等の交付額は、電力・ガス取引監視等委員会による査定を経た計画値に基づいて決定すると整理されていたが、電力広域的運営推進機関が工事費用の確認・検証を行うことと整理したことと一貫性を持たせるため、工事費用にかかる交付額等の決定に当たっても電力広域的運営推進機関における確認・検証を経た結果によって決定することとする。
- 電力広域的運営推進機関における確認・検証のタイミングと、交付金の実際の交付のタイミングが異なることもあり得るが、その際には増額部分等も含めて事後的に交付金額を調整する。

② 検証プロセスについて

- 「計画評価及び検証小委員会」の検証プロセスの各段階で検証する内容について、以下の通り明確化してはどうか。
- ✓ 基本的には、**フェーズ1**において計画を評価し、**フェーズ2**において調達方法や詳細設計により工事内容の変更があったものを検証し、さらに予見困難な事象や物価上昇による変動を検証する。
 - ✓ **最終検証**においては、事業全体のコスト効率性、計画達成状況等について総合的な検証を行う。ただし、工事が計画通りに進捗し、それまでの検証において問題点の指摘や事後検証を要する事項がなかった項目等については実績報告の確認をもって完了とする（二重検証を回避）。

「計画評価及び検証小委員会」（＝検証小委）における検証の流れ

第6回 計画評価及び検証小委員会
（2025年9月26日）資料3より
抜粋ならびに追記

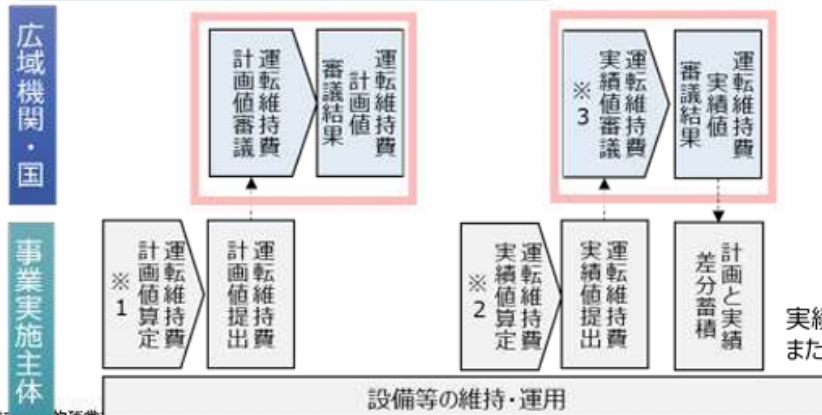


検証プロセスについて

15

- **設備の維持・運用に要する費用については、整備計画策定に際して実施案評価の中で評価を行っているが、運用段階*における費用をより正確に捉える観点から、運用段階においても費用の計画**を確認・検証することとしたい。**
* 工事完了後、実際に設備を使用する段階 ** 整備計画に係る設備の年度別費用計画
- 具体的には、運用段階における費用の**計画の確認・検証は、費用負担会社の託送費への反映タイミングを考慮してレベニューキャップ制度の規制期間（5年）毎の実施を基本**としてはどうか。一方で、**実績の確認・検証は、計画と実績の差分を交付金等に迅速に反映するため毎年度行うことを基本とし、これにより難しい項目がある場合にはタイミングを変更することも可能**としてはどうか。
- なお、期中調整を行う等の理由により**事業者からの申し出があった場合には、その時点で確認・検証を行うことも可能**としてはどうか。
- また、この確認・検証中の設備の運用継続や修繕継続は事業者の判断を尊重する。

設備の維持・運用に要する費用の検証フロー



※1：計画値の算定・提出は、レベニューキャップ制度の規制期間毎の実施を基本とする。また、期中調整を行う場合等、必要により実施する。

※2：実績値の算定・提出は毎年度実施することを基本とし、これが困難な場合には規制期間単位等、まとめて実施する。また、期中調整を行う場合等、必要により実施する。

※3：実績値の審議は毎年度行うことを基本とし、これが困難な場合には規制期間単位等、まとめて実施する。また、事業実施主体から依頼があった場合等、必要により実施する。

実績は翌期調整に反映する。
また、必要に応じ、期中調整に反映する。

4. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 字句修正等

[変更内容]

- その他記載の適正化（字句修正等）。

【定款第10条】＜変更＞

【業務規程第64条の3～第64条の6、第64条の12、第173条】＜変更＞

【送配電等業務指針第53条の3、第53条の4】＜変更＞